

公益財団法人日本バスケットボール協会 名誉役員規程

第1条〔目 的〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の定款第31条に基づき、名誉役員に関する事項について定める。

第2条〔名誉役員〕

1. 本協会に若干名の名誉役員を置くことができる。
2. 名誉役員は、名誉会長、最高顧問、顧問及び参与とする。
3. 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

第3条〔推薦要件〕

名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長
会長を通算して2任期4年以上務めた者
- (2) 最高顧問
名誉会長を務めた者
- (3) 顧問
 - ① 副会長を通算して2任期4年以上務めた者
 - ② 専務理事を通算して3任期6年以上務めた者
- (4) 参与
理事又は監事のいずれかを通算して3任期6年以上務めた者

第4条〔定員、任期及び定年〕

名誉役員の定員、任期及び定年は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長
定員は1人とする。任期は原則として就任後4年とする。ただし、名誉会長が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- (2) 最高顧問
定員及び任期は定めない。ただし、最高顧問が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- (3) 顧問
定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。ただし、顧問が75歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- (4) 参与
定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。但し、参与が75歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

第5条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第6条〔所管〕

本規程の所管は、総務グループとする。

第7条〔施 行〕

本規程は、平成27年6月28日から施行する。

〔附則〕

1. 本規程の施行日時点における名誉役員については、第4条の就任の日を平成27年6月28日とする。
2. 2026年7月22日改定